小平市議会定例会 一般質問通告書

質問の方式 一問一答方式

質問件名 その人らしく生きるための生活保護と支援のあり方について

【質問要旨】

2014年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、社会福祉協議会への委託により自立支援相談事業が行われています。一方で、同じ年に生活保護法の改正も施行され、そこには不正・不適正受給対策強化も位置付けられています。これにより受給要件そのものは一切変わっていないにもかかわらず、本来受けられるはずの人が申請をためらうケースも出るのではないかという懸念の声が広がりました。厚生労働省の通知により、これまでの制度運用に変更も出ています。

年金生活者の生活困窮や子どもの貧困が言われる中、憲法 25 条で保障されている 生存権をどう守っていくかは、暮らしの場である自治体のあり方にかかっています。 小平市の生活保護行政は水際作戦のようなこともなく、目の前の市民の暮らしを見据 えて適正に運用されてきたと認識しています。しかし、それでも生活保護につながっ ていない困窮家庭や単身者は小平にも少なからずいます。

今年の3月議会では市長も施政方針において「福祉や健康づくりにおきましては、 少子化に影響を与えている若い世代の働き方や所得状況の問題について、社会的に弱い立場の人への配慮を常に念頭に置いた取り組みの推進が必要であると考えております。」と述べています。

今後も、生活保護について過剰な対応や自粛をすることなく、誰もが自分の力をその人らしく発揮して暮らしていけるよう以下の質問をします。

- ① 昨年2015年3月に厚生労働省が出した「実施要領の取り扱いを変更する通知」に 書かれている毎年の資産申告について、預貯金をしてはならないという誤った認 識になり受給者の不利益とならない連絡や対応の仕方が必要と考えるが見解は。
- ② 児童扶養手当法改正時に付帯決議されている手当のまとめ支給の課題点は。また、公的手当のまとめ支給を必要に応じて市として毎月支給に変更することを検討できないか。
- ③ 生活困窮者自立支援法の相談事業から生活保護につながった件数と問題解決における課題は。また、任意事業として家計管理支援についての実施検討は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。 2016 年 8 月 29 日 小平市議会議長 殿

> 小平市議会議員 氏名 <u>日向 美砂子</u> 受付番号【 】

26	25	24	23
	— ()